生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出....... 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出....... 生活保護法による医療機関の指定..... 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....

森林整備作業の競争入札参加資格.....

期日等.....

政 同 同 同 策福

二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の

告

示

目

次

人事委員会

右 右

同

右

建設業者の許可の取消し......

県中

同同民地

: :

┵

世

廃川敷地等の公示..... 公開..... 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の

(河川砂防課) ...

第二千七百八十五号

青森県告示第四百三十七号

(月曜日) 五月二十八日

自衛官の平成十九年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十四条及び第百十七条第一項

定により告示する。 (第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。) の規

平成十九年五月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

(日) 月二十四日 田中六			募集期間
通受 知付 後 に	厚 好 多	見台寺河	平成十九年
地厂市大字河	位		+五月十四日か
地八戸市大字河原木字高舘官青森市大字浪館字近野四五	置	試験	年五月十四日から同年六月十五日まで
地 海上自衛隊	名	場	五日まで
八戸航空基	称		

青森県告示第四百三十八号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の二第二号の規定に 次の指

平成十九年五月二十八日

:

╚

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ッと フみ もと	名称
ックとか児科クリニ	又は氏名
八戸市湊高台六丁目六の二〇	所在地又は住所
平成一个二十三	廃止年月日

労働基準法別表第一の号別区分の一部改正.

管

理

課) :

-

示

"	上北郡七戸町字道ノ上六二の一〇	天馬薬局
一九• 四• 三0	三八戸市大字田面木字上田面木五三の三	田面木歯科医院
一 九 四 二 二	むつ市小川町一丁目一三の六〇	店がじま調剤薬局むつ
"	弘前市南川端町一五	ナルミ医院
_ 九・ 三 三	三戸郡田子町大字田子字前田二の一七	立田子病院田子町国民健康保険町

青森県告示第四百三十九号

号の規定により告示する。のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

平成十九年五月二十八日

県

青

森

青森県知事 三 村 申 吾

"	上北郡七戸町字道ノ上六三の三	天馬薬局
"	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四	平内店調剤薬局ツルハドラック
"	むつ市緑ヶ丘三五の二	おかじま調剤薬局むつ店
"	八戸市江陽一丁目一八の三	こうよう薬局
"	四三の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	たものき歯科医院
"	八戸市江陽一丁目一八の五	中山こどもクリニック
一九• 五• 一	弘前市大字大開三丁目二の一	さわだ整形外科
"	七三戸郡田子町大字田子字前田二の一	田子診療所田子町国民健康保険町立
一九• 四•	弘前市南川端町一三	ナルミ医院
平成式・一・一	八戸市湊高台六丁目六の二〇	クとみもと小児科クリニッ
指定年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第四百四十号

第二号の規定により告示する。おり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二と活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

平成十九年五月二十八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

変更	変 変 更 更 後 前					
後	更更前					
ーション	ションいらせ町訪問看護ステ					
の一と北郡おいらせ町上明堂一	五八の一上北郡おいらせ町下前田一	所在地又は住所				
万 万 一 子	変更年月日					

青森県告示第四百四十一号

で同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったの生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第

平成十九年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

元 平 元・ 元 一 六 六	目七の三五むつ市小川町二丁	能登谷整骨院	目七の三五むつ市小川町二丁	能登谷正信
年廃 月 日止	施術所の所在地	施術所の名称	住	氏名

青森県告示第四百四十二号

| に基づき、県が治山事業等における森林整備作業の請負契約を指名競争入札により締地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の十一第二項の規定

第2785号 1

する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する 期及び方法等を次のとおり定めたので、 格」という。)、競争入札参加資格の審査 (以下「資格審査」 結する場合における指名競争入札に参加する者に必要な資格 競争入札参加資格 平成十九年五月二十八日 競争入札参加資格は、次のとおりである。 同令第百六十七条の十一第三項において準用 青森県知事 Ξ という。) の申請の時 (以下「競争入札参加資

村 申

吾

- けた者であること。 する法律 (平成八年法律第四十五号) 第五条第一項の規定により知事の認定を受 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会又は林業労働力の確保の促進に関
- 次のいずれかの者を二人以上雇用していること。
- 技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する技術士 (森林部門に係るものに限る。
- 社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
- 律第二十号) 附則第三条第一項若しくは第二項に規定する者 指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律 (平成十六年法 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第百八十七条第三項の林業普及
- 青森県林業労働力確保支援センターが認定した青森県基幹林業作業士

3

- 雇用していること。 刈払機取扱作業に係る同条第一項の教育を受けた者を六月以上にわたり五名以上 安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第五十九条第三項の特別の教育又は 七年労働省令第三十二号) 第三十六条第八号及び第八号の二の業務に関する労働 専ら森林の整備に従事する林業作業職員として、労働安全衛生規則 (昭和四十
- 国税及び県税を滞納していないこと。
- 5 の記載内容が事実に反していないこと 三に規定する森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類
- 資格審査の申請の時期

平成十九年においては、七月一日から同月三十一日までとする。 資格審査の申請の時期は、毎年二月一日から同月二十八日までとする。 ただし、

三 資格審査の申請の方法

(

林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項の認定を受けたことを証す

る書類

らない。

第一号)

資格審査の申請は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書 (様式

に次に掲げる書類を添付し、農林水産部林政課に提出して行わなければな

1

- 一の2の○から四までの資格を証する書類
- 林業退職金共済加入証又は中小企業退職金共済加入証の写し
- 納税証明書 (直前の事業年度一年分)

4 3 2

- 県民税) 税 (申請書の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府 法人の場合 法人税、 消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民
- 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税
- 5 直前の事業年度の決算関係証明書類 (法人にあっては貸借対照表及び損益計算 個人にあっては所得税の確定申告書の写し)
- その他知事が必要と認める書類
- 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

から二年間とする。 競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による決定の通知において指定する日

申請書の記載事項の変更届等

六

したとき又は休業するときは、速やかにその旨を届け出なければならない 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、業務を廃止

- 商号又は名称
- 代表者の氏名

2

- 3 住所又は所在地
- その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項
- 七 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、 別に定めるところにより更新手続を行

わなければならない。

平成19年 5 月28日 月曜日	青森県報	第2785号	(4)
(4)電子メールアト・レス (5)設立年月日 (6)営業年数 (7)資本金(出資金) 3 誓 約 書 4 添付書類 (1)林業労働力の確保の促込る書類(写)	1 申請区分 3 2 営業組織(該当す) 個人事業主・株式会社・ (1) 郵 便 番 号 (2) 電話 番号 - (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (5) では、 (5) では、 (6)	青森県が発注すを得たいので、	様式第1号(その1) 青森県森林整領 青森県知事殿
4) 電子メール7ト・レス 5) 設立年月日 明・大・昭・平年月日 設立6) 営業年数	記 新規・継続(登録番号:) るものを〇で囲んでください。) その他会社・森林組合・協同組合・その他()	住所又は (シ り 商号又は (シ り (シ り 代表者職 等における	1) 青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書 年 月 日

(<u>2</u>)
)専門技術者及び林業作業職

専門技術者
_名·林業作業
、業作業職員名
(様式第1号
(₹Ø3)
のとおり)

(3) 林業退職金共済加入証又は中小企業退職金共済加入証の写し(別紙のとおり)

(5)決算書関係証明書類

(別紙のとおり)

(別紙のとおり)

(4) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度1年分)

様式第1号(その2)

森 乖 绐 ## 郷

빼

(誓約者)住所又は所在地

商号又は名称

代表者職·氏名

끔

쐽 ₩

뻬

私は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請をするにあたり、一切の

ことも響約します。 また、入札参加資格取得後に申請内容に変更が生じた場合は、所定の手続きを行う

青

虚偽の申請がないことを誓約します。

なお、これに違反したときは、入札参加資格を取り消されても異議はありません。

様式第1号(その3)

専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書

専門技術者(2名以上)・・雇用している者全てを記載すること

併

回

Ш

Ű			
4			珉
ナイ本学注目単			呇
光)は、1922年を対象は大学にないではないでは、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年の1922年では、1922年には、1922			資格及び登録(認定)番号
4年本十1年			取得年度
バロ外相な終う			監理実務経験年数

- 名等に関する要領第2条第1項第2号に掲げる資格を有した者をいう。
- 複数の資格を有している者は、いずれかひとつについて記載すること。
- 各種資格の登録証等(写)を添付すること。
- 4 監理実務経験年数とは、公的機関と契約した森林整備作業における指導監督の経験 年数を記載すること。

林業作業職員(5名以上)・・雇用している者全てを記載すること

N

_													
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\													
_													珉
林業作業服													名
(注)1 林業作業職員とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び	刈 払 機	チェーンソー	資格及び登録(認定)番号										
競争入札参加													取得年度
者の資格審査及ひ													現場実務経験年数

- 指名等に関する要領第2条第1項第3号に掲げる資格を有した者をいう。 : 資格については、チェーンソー及び刈払機の登録(認定)番号を記載すること。 : 各種資格の登録証等(写)を添付すること。
- 現場実務経験年数とは、森林整備作業における現場作業の経験年数を記載すること。

青森県告示第四百四十三号

おり公示する。 関する規則 (平成六年九月青森県規則第五十一号) 第八条第一項の規定により次のと 公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に 項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を 青森県海面漁業調整規則 (昭和四十三年二月青森県規則第十一号) 第五十三条第三

平成十九年五月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

当事者並びに聴聞の期日及び場所

中	者に氏のあ名	
村	氏っ又名ては	当
幸	は名	=
_	そ及 のび 代法	
	表人	事
泊上字北	住	
泊郡山六一ケ		
の所 一村		者
九大字	所	
十午六平 分前月成	期	聴
十十十 時四九 三日年	日	聞の
A青一青 会森の森	場	期 日 -
議県一市 室庁 長		及 び
南島	所	場 所
階 目	171	

青

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するて

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 青森県農林水産部水産局水産振興課

〔担当 漁業管理グループ 電話○一七 - 七三四 - 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目一の一

青森県告示第四百四十四号

十四号) 第四十九条の規定により、次のとおり公示する。 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第

> 上北地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び

平成十九年五月二十八日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

河川の名称

級河川 高瀬川水系高瀬川

= 廃川敷地等が生じた年月日

廃川敷地等の位置

Ξ

平成十九年五月二十八日

兀 廃川敷地等の種類及び数量 上北郡東北町大字新舘字中田四の二のうち

九二九・六五平方メートル

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社小山田建設

代表者の氏名 小山田 博通

主たる営業所の所在地 弘前市大字野田二丁目四の

許可番号 青森県知事許可 (特 - 一四) 第七一三号

兀 Ξ

取消年月日 平成十九年五月二日

六 五 取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

県 青 兀 Ξ 七 五 取消しの原因となった事実 取消しに係る建設業の許可

確認された。このことが、 平成十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月二十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社オー 工商事

代表者の氏名 大江 久雄

主たる営業所の所在地 ハ戸市大字沢里字藤子一〇の一八

許可番号 青森県知事許可 (般 - 一四) 第三〇〇一二二号

取消年月日 平成十九年五月二日

建築工事業に係る一般建設業の許可

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年五月二十八日

青森県知事 吾

代表者の氏名 内澤

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 - 一四) 第一四五二八号

商号又は名称 有限会社ウチサワ工業

主たる営業所の所在地 八戸市南郷区大字大森字下道内三〇の三

Ξ 村 申

> 六 五 七 取消しに係る建設業の許可 土木、大工、ほ装、しゆんせつ、塗装、

取消年月日 平成十九年四月十九日

取消しの原因となった事実 水道施設工事業に係る一般建設業の許可

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年五月二十八日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 畑中建設工業株式会社

代表者の氏名 畑中 茂樹

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市沼館四丁目一の二一

許可番号 青森県知事許可 (特 一八) 第一一九八号

兀

五 取消年月日 平成十九年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、 平成十九年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

事 委 員

人事委員会告示十九第一号

の一部を次のように改正する。 平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号 (労働基準法別表第一の号別区分)

第2785号

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

の項中「総務企画室及び保健総室」を「企画調整室及び保健総室」に改め、「、各地 舎に、 管理事務所を含む。 校」 理所及び同鰺ケ沢道路河川事業所を含む。)」を削り、同表第十二号の項中「消防学 産事務所地方漁港漁場整備事務所、各県土整備事務所 (同駒込ダム建設所、 川事業所」 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。 方健康福祉こどもセンター 別表第三号の項中「同八戸港管理所」を「同ダム建設所、 を「各地域県民局地域連携部環境管理事務所、消防学校」に改め、「 (同各環境 「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第十三号 ΙĆ 「同目屋ダム管理所」を「同ダム管理所」に改め、)」及び「、海洋学院」を削り、「同各分校」を「同分校、同校 (総務企画室及び保健部に限る。)」を削り、 同港管理所及び同道路河 「、各地方農林水 「盲学校、 同各港管

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 |(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一毎週月・水・金曜日発行

銭

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) (印刷